

質問に対する回答について

調査名) 秋田自動車道 R7 秋田管内塩分量調査

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	試料採取、鉄筋探査、試験分析を協力会社へ再委任を検討しているのですが、契約締結後の再委任等承諾願は認められますでしょうか。	ご検討されている委任が業務の一括の再委任の場合、調査等請負契約書第7条に示すとおり認められません。また、調査等共通仕様書1-19-1の各号にある「主たる部分」を委任する場合も認められません。
2		
3		
4		
5		
6		
7		